

「特定健診等受診勧奨及び国民健康保険料（税）納付意識喚起に関するWEB広告」に係る企画提案コンペに係る選定基準

実施事業者の選定は事業に対するノウハウ、企画・デザイン性、経済性等総合的に判断する必要があるため、次の基準により選定する。

評価項目		評価内容・評価基準	評点	採点
1	企画・独創性	バナーの企画・デザインはどうか。	60	
2	経済性	作成等経費はどうか。	40	
合計			100	

1. 評価及び決定

提出された企画提案書について、次の評価項目にもとづき、その内容を審査し本会保険者支援事業検討委員会委員各々が評価した点数と、提案価格に関する評価項目により算定した点数の合算により、最も高得点の提案者を選定する。

合計得点の最も高いものが2以上ある（同点）場合、「企画・独創性点」及び「経済性点」が異なる場合は「企画・独創性点」が高いものを選定し、「企画・独創性点」及び「経済性点」が同じ場合は、くじ引きにより選定を行う。

なお、参加者全てが、予定価格を下回らなかった場合、または、コンペの結果、総合評価点数60点以下の場合、不採用とし、選定方法の見直しまたは随意契約とすることとする。

2. 企画・独創性に関する評価方法

- ① ◎は配点の10分の10を評価点数とする。
- ② ○は配点の10分の6を評価点数とする。
- ③ △は配点の10分の3を評価点数とする。
- ④ ×は評価点数無しとする。

3. 経済性に関する評価方法

見積金額を評価対象とし、40点を上限に応募提案のうち最低提案価格を当該提案価格で除した値を乗じて、提案価格の得点を算定（小数点以下第3位を四捨五入）する。